○厚生労働省令第六十号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十三条、第三十一条の七第二項及び第三十二条第一項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（貸付事業の運営に関する措置）	（貸付事業の運営に関する措置）
第五十一条　（略）	**第五十一条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第一項第十二号に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに関し債権者の受ける元本以外の金銭（契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。）のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として次項で定めるものを除いたものをいう。	3　第一項第十二号に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに関し債権者の受ける元本以外の金銭（契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。）のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として次項で定めるものを除いたものをいう。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、当該イ及びロで定める額（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額（次項において「消費税額等相当額」という。）を含む。）の範囲内のものに限る。）	三　債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、当該イ及びロで定める額（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額（次項において「消費税額等相当額」という。）を含む。）の範囲内のものに限る。）
イ　一万円以下の額　百十円	イ　一万円以下の額　百八円
ロ　一万円を超える額　二百二十円	ロ　一万円を超える額　二百十六円
4～13　（略）	4～13　（略）
（負債の部の区分）	（負債の部の区分）
第八十二条　（略）	**第八十二条**　（略）
2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。	2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　次に掲げる負債　固定負債	二　次に掲げる負債　固定負債
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。第百四十九条第二項第一号において同じ。）（連結貸借対照表にあつては、退職給付に係る負債）	ハ　退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。第百四十九条第二項第一号イにおいて同じ。）（連結貸借対照表にあつては、退職給付に係る負債）
ニ～ト　（略）	ニ～ト　（略）
（注記の区分）	（注記の区分）
第百九条　注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。	**第百九条**　注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。
一～十四　（略）	一～十四　（略）
十五　重要な後発事象に関する注記	十五　重要な後発事象に関する注記
十六　収益認識に関する注記	（新設）
十七　その他の注記	十六　その他の注記
2　（略）	2　（略）